

新型コロナウイルス感染症の拡大防止にかかる 市民利用施設の利用一部休止期間の延長について

3月19日に開催された政府の「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」において、「それぞれの地域において適切な制御を行った上で収束を図っていけるかが重要」とし、「現時点では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止の効果を最大限にするという、これまでの方針を続けていく必要がある」との見解が示された。また、「オーバーシュート（爆発的患者急増）が生じる可能性は、人が密集し、都市としての人の出入りが多い大都市圏の方がより高い」とされた。

昨日、宮城県内において2例目の感染者が発生し、全国的にも日々患者の発生が確認されており、今後多くの方が転勤や進学などで本市に転入してくる時期になることから、3月31日（火）までとっていた「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン」の適用期間を4月12日（日）まで延長する。

1 施設利用の休止について

- (1) 延長期間 4月1日（水）～4月12日（日）
※従前の適用期間 3月5日（木）～3月31日（火）
- (2) 対象施設 別紙一覧のとおり

2 新規利用予約の停止について

- (1) 延長期間 4月1日（水）～4月12日（日）
※従前の適用期間 3月5日（木）～3月31日（火）
- (2) 対象施設 利用に事前予約が必要な全ての施設

3 休止期間延長に伴う市民利用施設使用料について

4月12日（日）までの休止期間中の利用予約を取り消した場合は、既納の施設使用料を全額返金する。キャンセル料も徴収しないものとする。

